

## 特殊法人の独立行政法人化等に伴う政府出資額の増減について

|                      |   |       |                    |
|----------------------|---|-------|--------------------|
| 旧法人名                 | 日本政策投資銀行  | 政府出資額 | 2,421,229,152,009円 |
| 新法人名<br>(業務承継法人名)    | 株式会社日本政策投資銀行  | 政府出資額 | 2,157,715,195,106円 |
| 組織変更年月日<br>(業務承継年月日) | 平成20年10月1日  | 増減額   | 263,513,956,903円   |
| 政府出資額が増減することの根拠法令    | <p>株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）</p> <p>附則<br/>（出資）</p> <p>第九条 政投銀は、会社の設立に際し、会社に対し、附則第十五条第二項の規定により国が承継する資産を除き、その財産の全部を出資するものとする。</p> <p>（承継される財産の価額）</p> <p>第十六条 会社が政投銀から承継する資産及び負債（次項において「承継財産」という。）の価額は、評価委員が評価した価額とする。</p> <p>2 評価委員は、前項の規定による評価をしようとするときは、会社の成立の日現在における承継財産の時価を基準とするものとする。ただし、承継財産の種類、用途その他の事項を勘案して時価によることが適当でないとき認めるときは、承継財産の時価によらないことができる。</p> <p>3 略</p> |       |                    |
| 政府出資額が増減した理由         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会計基準の変更に伴う、退職給付引当金、賞与引当金、投資損失引当金、金融派生商品の計上、有価証券の時価評価及び貸倒引当金の増加による減（約 3,903億円）</li> <li>・ 土地の時価評価による増（約 1,271億円）</li> </ul>   |       |                    |
| 備考                   |   |       |                    |